

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、子ども・子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>加須市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>実施主体である加須市が、保護者の「施設型給付費・地域型給付費等給付認定申請」を受け、客観的な基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請※を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。教育を希望する場合は、申請に基づき認定証を交付する。また、教育・保育に係る保育料の徴収・滞納業務を実施する。 ※「施設型給付費・地域型給付費等給付認定申請」は、幼稚園のみを希望の場合は1号認定申請、幼稚園と保育所の両方を希望(併願)または保育所のみを希望の場合は、入所申込児童の年齢によって2号認定申請又は3号認定申請に分かれる。</p> <p>幼児教育・保育無償化に伴い、保護者の「施設等利用給付認定申請」を受け、客観的な基準に基づき認定を行い、給付を支給する。 ※「施設等利用給付認定申請」は新制度未移行幼稚園の保育料のみを対象とする新1号認定申請と、保育の必要性の認定が必要な新2号認定申請と新3号認定申請に分かれる。</p> <p>番号利用法別表に基づき、当市は子ども・子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 子ども・子育て支援システム2. 収納消込システム3. 滞納整理システム4. 団体内統合宛名システム5. 宛名管理システム6. 中間サーバー7. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童基本情報ファイル (2)個人課税履歴・世帯員情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の127の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ※情報提供は行わない</p> <p>【情報照会の根拠】 ・行政政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(第2条の表(155の項))</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局こども保育課、総務部収納課
②所属長の役職名	こども保育課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 こども局 こども保育課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 こども局 こども保育課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。また、照会時には照会内容に誤りがないか慎重に作業している。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	次のような対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	所在地: 埼玉県加須市下三俣290番地	所在地: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問い合わせ	所在地: 埼玉県加須市下三俣290番地	所在地: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事務 の概要	—	※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。	事前	事務手続の追加
平成29年7月18日	I 関連情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シ ステムの名称	—	6. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の追加
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署②所属長	保育幼稚園課 塩崎 昇一 収納課 増田 一夫	保育幼稚園課 野本 朋子 収納課 平渡 勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 2. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一94の項	・番号法第9条第1項 別表第一94の項、並び に主務省令第68条	事後	法令の改正
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネ ットワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、 第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による 子どものための教育・保育給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (116の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、 第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による 子どものための教育・保育給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (116の項) 並びに番号法別表第二主務省令第59条の2	事後	法令の改正
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署②所属長 の役職名	保育幼稚園課 野本 朋子 収納課 平渡 勢津郎	保育幼稚園課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の 新設
令和1年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事務 の概要	—	※「施設型給付費・地域型給付費等支給認定 申請」は、幼稚園のみを希望の場合は1号認定 申請、幼稚園と保育所の両方を希望(併願)ま たは保育所のみを希望の場合は、入所申込児 童の年齢によって2号認定申請又は3号認定申 請に分かれる。 幼児教育・保育無償化に伴い、保護者の「施設 等利用給付認定申請」を受け、客観的な基準に 基づき認定を行い、給付を支給する。 ※「施設等利用給付認定申請」は新制度未移 行幼稚園の保育料のみを対象とする新1号認 定申請と、保育の必要性の認定が必要な新2 号認定申請と新3号認定申請に分かれる。	事後	事務手続の追加
令和1年12月24日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、 第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による 子どものための教育・保育給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (116の項) 並びに番号法別表第二主務省令第59条の2	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、 第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による 子どものための教育・保育給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (116の項) 並びに番号法別表第二主務省令第59条の2の 2	事後	法改正による修正
令和2年12月23日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システム名称の変更	1. 子ども・子育て支援システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバー 7. サービス検索・電子申請機能	1. 子育て支援システム 2. 収納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 住登外・宛名システム 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)児童基本情報ファイル (2)個人課税履歴・世帯員情報ファイル	(1)幼保認定ファイル (2)保育ファイル (3)取滞納ファイル	事前	システム(機能)の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法令の改正
令和3年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども局 保育幼稚園課、総務部 収納課	こども局 こども保育課、総務部 収納課	事後	組織名称の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保育幼稚園課長 収納課長	こども保育課長 収納課長	事後	組織名称の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	加須市役所 こども局 保育幼稚園課	加須市役所 こども局 こども保育課	事後	組織名称の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	加須市役所 こども局 保育幼稚園課	加須市役所 こども局 こども保育課	事後	組織名称の変更
令和3年8月1日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和6年1月1日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正
令和6年1月1日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一94の項、並びに主務省令第68条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(116の項)並びに番号法別表第二主務省令第59条の2の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	【情報提供の根拠】 ※情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(第2条の表(155の項)) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	根拠法令の変更
令和7年11月25日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	<p>【評価】 十分である</p> <p>【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。また、照会時には照会内容に誤りがないか慎重に作業している。</p>	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	<p>【最も優先度が高いと考えられる対策】 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>【評価】 十分である</p> <p>【判断の根拠】 次のような対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管する。</p>	事前	標準化対応に伴う評価の再実施